

飯能市総合評価落札方式実施要領に関する運用基準

(平成23年4月1日決裁)

1 趣旨

この基準は、飯能市総合評価落札方式実施要領（平成23年告示第83号。以下「要領」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 総合評価の型式及び方法

要領第2条第1項に規定する総合評価の型式（高度技術提案型、標準型、簡易型、特別簡易型）及び第5条に規定する総合評価の方法（加算方式、除算方式）については、工事規模等を勘案して適切に定めるものとする。

(1) 加算方式

主として特別簡易型及び簡易型で総合評価しようとするときに採用し、評価項目、評価基準及び配点については、別紙1-1評価項目配点表（特別簡易型）及び別紙1-2評価項目配点表（簡易型）によるものとする。

(2) 除算方式

主として標準型及び高度技術提案型で総合評価しようとするときに採用し、評価項目、評価基準及び配点については、別紙1-3評価項目配点表（標準型）及び別紙1-2評価項目配点表（高度技術提案型）によるものとする。

3 落札者決定基準

要領第5条に規定する別に定める落札者決定基準は、次のとおりとする。

(1) 加算方式による評価値の算出

加算方式による評価値の算出に必要な技術評価点及び価格評価点については、次により求めるものとする。

ア 技術評価点は、別紙1-1評価項目配点表（特別簡易型）及び別紙1-2評価項目配点表（簡易型）の評価項目、評価基準及び配点を標準とし、これに基づいて算出した点数の合計とする。

イ 技術評価点の標準配点は、特別簡易型25点以内、簡易型45点以内とする。
なお、評価項目、評価基準及び配点については、工事内容の難易度等に応じて変更することができる。

ウ 価格評価点は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

(イ) 価格評価点 = $\text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

なお、入札価格は各入札者の入札金額とし、最低価格は入札参加者全員の入札金額のうち、最低の入札金額とする。

(2) 除算方式による評価値の算出

除算方式による評価値の算出に必要な技術評価点及び価格評価点については、次により求めるものとする。

ア 技術評価点の配点は、標準点を100点とし、これに加算点を加えたものとする。

イ 加算点の算出方法は、別紙 1 - 3 評価項目配点表（標準型）及び別紙 1 - 4 評価項目配点表（高度技術提案型）の評価項目、評価基準及び配点を標準とする。

ウ 加算点の標準配点は、標準型 65 点以内、高度技術提案型 120 点以内とする。なお、評価項目、評価基準及び配点については、工事内容の難易度等に応じて変更することができる。

エ 評価値は、除算により算出された数値を有効数字 4 けた以下は切り捨てて調整するものとする。

4 技術審査会

要領第 6 条の規定による技術資料の評価については、工事担当課長が実施するものとし、その評価の妥当性について技術審査会で審査する。ただし、特別簡易型で実施する場合においては、必要に応じて技術審査会の開催を省略することができるものとする。

- (1) 工事担当課長が実施する技術資料の評価員は 3 人以上とし、必要に応じ技術審査会委員を加えることができるものとする。
- (2) 技術審査会は、工事担当課長が評価した技術評価点及び入札価格から得られた価格評価点により評価の方法（加算方式、除算方式）ごとに落札候補者を選定する。
- (3) 工事担当課長は、落札候補者が選定されたときは、速やかに別紙 2 総合評価落札方式に関する評価調書を作成するものとする。

5 総合評価審査委員の意見聴取

飯能市総合評価審査委員（以下「審査委員」という。）の意見聴取は、次により行うものとする。

- (1) 要領第 3 条の規定により審査委員の意見を聴取しようとするときは、別紙 1 評価項目配点表及び前項第 3 号の評価調書その他入札参加条件等必要な書類を作成して行うものとする。
- (2) 審査委員には、他の公共工事の発注者としての実務経験を有する者等も含むものとし、飯能市総合評価審査委員会で行うものとする。

6 評価結果の公表に係る再説明請求

総合評価の評価結果が公表され、要領第 8 条第 4 項の規定により再説明請求がなされたときは、おおむね 50 日以内に、飯能市総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。

7 標準手続日数

総合評価落札方式による競争入札手続の標準日数は、別記「標準手続日数」によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 飯能市総合評価落札方式試行要領に関する運用基準（平成20年3月25日決裁）
は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日）

この基準は、平成25年4月1日から適用する。